

明石市予防計画（感染症）の策定について

1 計画策定の経緯・趣旨

2019年に発生した新型コロナウイルスでの病床逼迫等の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、2022年12月に改正感染症法が公布され、都道府県が平時に定める予防計画については、保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、保健所設置市等は新たに都道府県の計画を踏まえ、予防計画を策定（2024年4月1日施行）することとなりました。

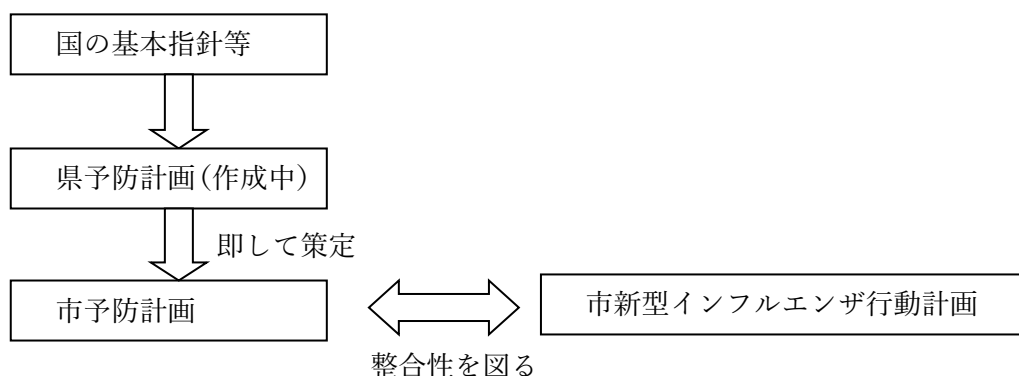
本市につきましては、3年間に渡る新型コロナウイルス感染症対応での課題や知見を踏まえ、今後の新興・再興感染症等が発生した場合にも、発生初期から円滑に対応できるよう、平時のうちから計画的に保健所体制を整備し、市民の安全・安心に繋げていけるよう、実効性のある計画を策定するものです。

2 計画の概要

本計画では、平常時から感染症の発生予防やまん延の防止に重点を置いて、保健所の人員体制の確保や人材育成、必要な機器や機材の整備、関係機関との連携等、保健所体制や検査体制等について定めます。

3 計画の位置付け

保健所設置市等は、国の基本指針・ガイドライン及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して市の予防計画を定めます。また、新型コロナウイルス感染症行動計画との整合性を図ります。



4 今後の予定

- (1) 2023年12月 文教厚生常任委員会で計画素案を報告
- (2) 2024年1月～ パブリックコメントの実施
- (3) 2024年3月 文教厚生常任委員会で計画（最終案）を報告

※医師会、医療機関等、関係機関からの意見も聞きながら作成します。

<参考>

予防計画において保健所設置市が定めなければならない項目は、改正感染症法、基本指針等により以下のとおりとなります。

- 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項
 - ・ 検査の実施件数、検査設備の整備数
 - ・ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
 - ・ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数
- 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項